

（一社）奈良経済産業協会に対し、 職場の安全衛生総点検の実施を要請しました。

奈良労働局労働基準部健康安全課

平成28年の労働災害による死亡者は、10月31日までの間に12人にもものぼり、特に8月から10月までの間に5人の方が亡くなっています。このことから、奈良労働局は11月1日付けで「死亡災害多発に伴う緊急警報」を発令しました。

また、広く県内の事業場に現場の安全衛生活動に必要な見直しをして頂くため、県内の経済団体等を通じて、傘下事業場に対する職場の安全衛生総点検の実施を要請しました。

11月2日 （一社）奈良県経済産業協会



神田専務理事（左）に対して要請文を渡す小笠原労働基準部長（右）

〈点検事項〉

① 危険性の高い作業の確認・見直し

高所からの墜落・転落、土砂崩壊、機械へのはさまれ・巻き込まれ、建設機械・荷役機械による災害等、死亡又は重篤な傷害につながる可能性がある作業を確実に洗い出し、労働災害を防止するための対策を確実に講じること。

② 安全衛生管理体制の確立

安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者など法定の管理者を選任し、適切な職務を行わせているか、活動実態はあるかを再確認すること。また、安全管理者を置くことが法的義務となっていない事業場においても、安全衛生に関する担当者を置き、職場環境の改善、労働者への安全教育などの啓発についての取り組みを行わせること。

③ 就業形態の多様化などに対応した安全教育の実施

パートタイム労働者、派遣労働者の増加など、就業形態は多様化しているため、雇い入れ時教育の充実・強化を図るとともに、定期的に安全教育を行うこと。

特に、高年齢労働者についても、加齢に伴う心身機能の低下の特性や安全な作業方法に関する事項について教育を行うこと。